# ケリーニング所(取次所)のてびき



(区ホームページ)

# 葛飾区保健所 生活衛生課 環境衛生担当係

〒125-0062 東京都葛飾区青戸4-15-14 健康プラザかつしか内

電話 03(3602)1242

ファックス 03 (3602) 1298

※てびきには、主な構造設備基準・衛生管理基準が掲載されていますが、

全ての基準が掲載されているわけではありません。

申請予定の方はインターネット等を利用し、関係法令をご確認ください。



# クリーニング所(取次所)開設までの手続き

## 事前相談

構造設備、その他に ついて、図面等を持 参のうえ、事前にご 相談ください。



## 書類の提出

開設には下記の書類が必要です。 施設検査までの日数に余裕をもって (1週間前までに) 届出してください。



## 施設の検査

施設が完成したら、保健 所の職員が設備基準等 に適合しているかどう か検査します。基準に適 合しない場合は、改善 後、再検査します。



# 開 店

検査に適合し、保健所長の 確認を得ると開店できま す。後日、確認済証を交付 しますので、取りに来てく ださい。

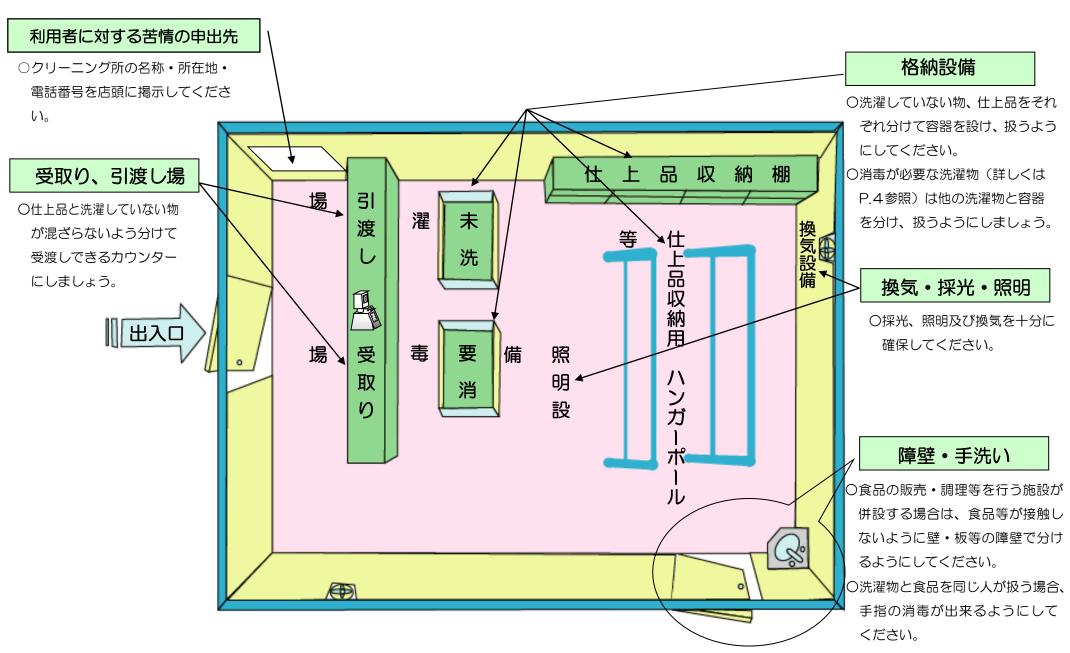
# 開設時に必要な書類

- クリーニング所開設届
- 〇 構造及び設備の概要(取次所)
  - ◆ 施設の平面図、施設付近の見取り図
- 営業者等の本籍、住所、氏名、生年月日
- 〇 (従事者中のクリーニング師の氏名、本籍、住所、生年月日、登録番号)
- 営業者が法人の場合:会社の登記事項証明書(6か月以内のもの)(**原本**提示、コピー不可)
- *他にクリーニング所を開設している場合*:クリーニング所の名称・所在地・従事者数・

従事者にクリーニング師がいる時はその氏名の記載された書類

※ このほか、検査手数料が16,000円かかります。

# (例) クリーニング所(取次所) 構造設備概要



# クリーニング所の各種届出手続きについて

#### ~下記のような場合には届出が必要です~

#### ◆ 新規開設届

- ・ 施設を新設する
- 施設を移転する(仮店舗も含む)
- 施設を大規模に増改築する…既に確認した施設と同一性を失う場合等
   (例えば、施設のおおむね 100%以上の増築又は 50%以上の改築)
- 施設を建て替える

等

#### 必要書類

\* P.1「開設時に必要な書類」をご覧ください。

#### ◆ 変更届

- 法人の(商号、事務所所在地、代表者等)が変わった
- 営業者の住所が変わった
- 店名が変わった
- 施設を小規模に増改築した
   (例えば、施設のおおむね 100%未満の増築又は 50%未満の改築)
- クリーニング師を新たに雇用した、店舗間で異動した、 クリーニング師が退職した
- ・ 従事者数が変わった 等 上記以外にも構造設備基準にかかわるもの(設備の配置 など)が変わる場合は変更届が必要です。
- \*施設、構造設備の変更については事前にご相談ください。

#### 必要書類

- \* 変更届
- \* 変更した内容のわかる書類 (履歴事項全部証明書(法人の場合)、施設設備図面等)

#### ◆ 承継届

- 譲渡により営業者の地位を承継した
- 営業者(個人)が死亡し、相続をした
- 法人が合併・分割した 等

\*事前にご相談ください。

#### **必要書類**

- \*クリーニング所の営業者の地位承継届
- (譲渡の場合)
- \*営業の譲渡が行われたことを証する書類
- \* (法人の場合) 登記事項証明書
- \*他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、その名称、所在地、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号、従事者数並びにクリーニング師の氏名を記載した書類

#### (相続の場合)

- \* 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し 被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍の全部事項証明書
- \* 相続人全員の同意書(相続人が2人以上の場合) (合併・分割の場合)
- \* 法人の登記事項証明書

#### ◆ 廃止届

営業をやめた

#### 必要書類

\* 廃止届



# 衛生管理の徹底をお願いします

施 設 の 清 潔	<ul><li>・施設は常に整理整頓し、清潔に保ってください。</li><li>・受渡し台、洗濯物の収納容器などの洗濯物が触れる部分は清潔に保ち、随時消毒しましょう。</li></ul>
換気・採光・照明	・照明器具、換気設備を定期的に清掃し、クリーニング所内の換気、採光及び照明を十分に確保 しましょう。
洗濯物の取扱	・受渡し場、格納容器では、洗濯していない物と仕上済みの物を明確に分けて扱いましょう。 ・消毒が必要な洗濯物*は、他の洗濯物と分けて扱いましょう。 ※消毒が必要な洗濯物とは…伝染性病原菌汚染のおそれのあるもの、おむつ、パンツ類、手ぬぐい、タオル類、病院等の寝具類
利用者への説明	<ul><li>・利用者に対し、苦情の申出先を明示(<u>掲示</u>と<u>書面の配布</u>)します。</li><li>・洗濯物を受け取る時は、洗濯物の処理方法や、衣類のトラブル発生等の可能性について説明し、 利用者の了承の上で処理を行ってください。</li></ul>
講習	<ul> <li>クリーニング業務に従事する者の5人に1人に対し、3年に1回、講習を受けさせてください。</li> <li>問い合わせ先 公益財団法人 東京都生活衛生営業指導センター 〒150-0012 渋谷区広尾 5-7-1 東京都広尾庁舎内</li></ul>